

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成27年9月2日（水曜日）

午前9時29分～午前11時57分

2. 場 所 委員会室

3. 出席委員 河 本 芳 久 委 員 長 三 好 睦 子 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 秋 山 哲 朗 委 員
西 岡 晃 委 員 山 中 佳 子 委 員
高 木 法 生 委 員 岡 山 隆 委 員
馬屋原 眞 一 委 員

4. 欠席委員 な し

5. 出席した事務局職員

石 田 淳 司 議会事務局長 野 尻 登志枝 議会事務局係長
大 塚 享 議会事務局係長

6. 説明のため出席した者の職氏名

篠 田 洋 司 副 市 長 高 橋 睦 夫 病院事業管理者
波 佐 間 敏 上下水道事業管理者 田 辺 剛 総 務 部 長
大 野 義 昭 総 務 部 次 長 三 浦 洋 介 市民福祉部長
杉 原 功 一 市民福祉部次長 松 野 哲 治 上下水道局長
倉 重 郁 二 美東総合支所長 浜 口 賢 真 秋芳総合支所長
金 子 彰 病院事業局管理部長 久 保 毅 会 計 管 理 者
竹 内 正 夫 財 政 課 長 福 田 泰 嗣 地域福祉課長
河 村 充 展 高齢福祉課長 三 戸 昌 子 管理業務課長
矢田部 繁 範 施 設 課 長 古 屋 壮 之 経営管理課長
岡 崎 輝 義 市立病院事務長 池 田 正 義 美東病院事務長

7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時29分開会

○委員長（河本芳久君） ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました、市長提出議案10件につきまして、審査いたしたいと思いますので、ご協力をよろしく願いいたします。最初に、議長さん何かありますか。

○議長（秋山哲朗君） 特にございません。

○委員長（河本芳久君） 委員の皆さん、ありませんか。

〔「特にございません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それじゃあ、審議に入りたいと思います。最初に、議案第65号平成26年度美祢市水道事業剰余金の処分について、及び議案第66号平成26年度美祢市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。関連がありますので、執行部より一括して説明を求めます。はい、三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） それでは、黒い背表紙の水道事業会計決算書を御用意くださいませ。

議案第65号平成26年度美祢市水道事業剰余金処分について、及び議案第66号美祢市水道事業会計の決算の認定についての説明をいたします。決算書第1、2ページをお開きください。平成26年度美祢市水道事業会計決算報告書でございます。

まず、収益的収入及び支出でございます。ページ上の表、収入の消費税込みの決算額でございますが、上水道事業収益は2億6,360万1,780円でございます。簡易水道事業収益は、4行目をごらんください。5億690万1,062円でございます。一番下の行をごらんください。上水道事業収益と3簡易水道収益を合わせまして7億7,050万2,842円になりました。

次に、収益的支出を御説明します。支出の消費税込みの決算額は、上水道事業費2億7,782万3,644円と6行目、簡易水道事業費4億271万4,302円を合わせまして一番下の行でございます、6億8,053万7,946円でございます。この結果、税込みの収入支出の差引額は8,996万4,896円の収入超過となりました。

では、3ページ、4ページをお開きください。資本的収支の御説明をいたします。まず収入でございます。決算額は1億7,989万4,160円でございます。内

訳は企業債 6, 380 万円、繰入金 6, 842 万 8, 000 円、負担金及び寄附金 1, 114 万 6, 160 円、国庫支出金 1, 992 万円、出資金 1, 660 万円でございます。では、下の欄の資本的支出をごらんください。支出の決算額は 4 億 8, 120 万 6, 779 円でございます。第 1 項建設改良費は地方公営企業法第 26 条の規定により、平成 25 年度から上水道拡張事業の建設費を 1, 878 万円繰り越しておりましたものを含めまして、2 億 6, 063 万 9, 232 円を支出しています。また、同 26 条の規定により、4, 437 万 6, 000 円を次年度に繰り越すものでございます。これは、6 月議会で繰越の御報告をしておりますが、上水道区域拡張事業於福下地区の推進工事にかかる繰越でございます。

次に第 2 項、企業債償還金を 2 億 2, 056 万 7, 547 円支出いたしました。左下の文章をごらんください。この収支の結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 3 億 131 万 2, 619 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1, 137 万 2, 294 円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 5, 185 万 7, 686 円、及び今年度分損益勘定留保資金 3, 808 万 2, 639 円で補填いたしました。

次に、財務諸表についての御説明をいたします。5 ページ、6 ページをお開きください。損益計算書でございます。6 ページ下から 4 行目をごらんください。当年度純利益が 7, 835 万 568 円になりました。これと前年度からの繰越利益剰余金 1, 426 万 3, 738 円と合わせ、平成 26 年 4 月からの新会計制度移行処理により生じました、その他未処分利益剰余金変動額の 9 億 4, 378 万 3, 457 円を加えますと、当年度の未処分利益剰余金は 10 億 3, 639 万 7, 763 円になりました。

では、7 ページ、8 ページをお開きください。剰余金計算書でございます。この表の見方でございますが、一番左の列に資本金と剰余金の変動理由をお示ししてございます。各列は資本金と剰余金の明細でございます。右端の列が資本合計でございます。ページ中ほどの行に当年度変動額をお示ししています。

当年度変動額の行の下、移行処理の行をごらんください。変動理由は、一番左の行でございますが、借入資本金の表示区分変更によるものが 28 億 3, 609 万 5, 928 円ありまして、これは資本金であった起債を負債に整理したためでございます。

また、その下の行は、補助金等により取得した固定資産の償却制度の変更による変動でございます。補助金等で取得した固定資産のみなし償却制度がなくなりまして、資本剰余金を長期前受金に整理することになりましたので、資本剰余金が減額、変動が出ているものでございます。この行の右ページ、左から2行目が資本剰余金の合計でございますが、合計は40億8,801万7,645円が減額になっております。3列右をごらんください。利益剰余金は移行処理により9億4,378万3,457円の未処分利益剰余金が出ております。これは主に旧美祢については、みなし償却をあまりしていなかったことから、減価償却費には大きな変動がなく、補助金等が収益化されることにより、計算上の未処分利益剰余金が出たものであります。ここで御注意いただきたいのは、補助金等は既に資産に変わっていきまして、現金の裏付けがないということでございます。あくまでも計算の結果の未処分利益剰余金でございます。

では、1枚めくられまして、9ページをお開きください。議案第65号平成26年度美祢市水道事業会計剰余金処分計算書（案）でございますが、ただいま御説明しました現金の裏付けのない未処分利益剰余金変動額にあたる部分を処分して、資本金に組み入れるものでございます。一番右の列、当年度末残高が10億3,639万7,763円でございます。この額から変動額にあたる9億4,378万3,457円を処分し、資本金に組み入れます。この処分により、処分後残高は、資本金が15億1,395万2,641円、未処分利益剰余金が9,261万4,306円になるものでございます。

では、議案第66号決算の認定についてに戻ります。10ページをごらんくださいませ。平成26年度美祢市水道事業貸借対照表の御説明を申し上げます。ページ下から4分の1あたり、新会計制度に移行しまして資産の合計は、72億7,797万3,197円でございます。計算替えにより減価償却が進んだことになりまして前年度末よりも約4億6,000万円ほど小さくなっています。次ページ11ページをお開きください。一番下の行、負債合計でございます。負債合計は54億9,382万7,133円、次ページ、12ページ一番下から2行目をごらんください。資本合計は、17億8,414万6,064円、負債資本合計は72億7,797万3,197円になりました。

次に、事業の報告をいたします。2枚めくられまして、13ページ、14ページ

をお開きください。平成26年度の事業報告でございますが、概況の中の14ページの一番下のブロックをごらんください。総括事項の(5)、料金その他供給条件の設定及び変更に関する事項でございます。消費税法改定に伴い、水道料金及び給水装置工事の費用負担において、平成26年4月1日からの使用分について、消費税率改正分のみを引き上げる改定、消費税率5パーセントから8パーセントへ改定を行いました。なお、水道料金は、新消費税率適用に際し、経過措置をとっております。

次ページ、15ページ、16ページをお開きください。2、建設工事の概要について主なものを申し上げます。まず、上水道配水設備改良費でございます。老朽管の布設替えこの表の合計を申し上げますと、合せて布設替えは、1,812万7,800円ほど行なっております。そのほか、上から6行目でございますが、美祢線重安・於福間丸山踏切下ほか、2、上水道管新設工事3,060万円、これは上水道拡張事業のJR踏切の横断工事でございます。そのほか、7行目、同じく上水道拡張、於福下地区でございますが、立坑設置工事が1,532万6,280円、二つ下がりまして、9行目上水道区域拡張（於福下地区）施設整備工事370万円ほか、上水道では、合計11工事7,469万5,240円の工事をしております。

次に、簡易水道の配水設備改良費でございますが、簡易水道事業では、この表をまとめて申し上げますと、一番上の美東簡易水道浄水場ほか、発電機切替盤取り付け工事ほか、施設整備工事が383万9,400円、麻生簡易水道ほか、布設替えが15件、7,470万3,600円、それと、一枚おめくりください。17ページ表の一番下でございますが、平成25年度に引き続き、美東・秋吉簡易水道緊急連絡管の布設をしています。988万6,320円でございます。下から2行目です。簡易水道工事は合計が21件、8,842万9,320円でございます。上水道、簡易水道、合計で1億6,312万4,560円の工事を執行しております。

次に19ページをお開きください。業務の報告をいたします。まず、上の表でございます。上水道は事項の欄2番目、年度末給水戸数は4,956戸でございます。5番目、年間給水量は137万2,798立方メートルでございます。これは前年度に比べて、97.6パーセントになっております。

次に、下の表、簡易水道でございますが、3簡易水道合わせまして、2番給水戸数5,403戸、5番年間給水量は144万8,883立方メートル、前年度比が

97パーセントになりました。簡水ごとの明細は、次ページ以降にお示ししてございますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、27ページをお開きください。4、会計（1）、重要契約の要旨、500万円以上のものがございます。工事は先ほど説明いたしましたので、主な委託契約を御説明いたします。

まず、一番上でございます。美祢市水道事業統合変更認可設計業務委託料が1,944万円でございます。平成29年度から全市、上水道になるため、認可変更でございます。3番目、簡水統合事業（四郎ヶ原・川東）に伴う配水池基本設計業務委託、当初設計書でございますが、これに534万6,000円、4番目でございます、美東簡易水道水源増補に伴う実施設計業務に1,403万1,360円を執行しております。

最後に（2）起債及び一時借入金の状況を御説明いたしますと、（イ）企業債の項でございます。平成26年度の企業債は、於福、上野、麻生及び美東簡易水道の配水管布設替事業、並びに秋吉簡易水道秋吉台配水池更新事業に充当するため、簡易水道債3,190万円、過疎債も同額3,190万円を借り入れしております。その結果でございますが、当年度の償還額が2億2,056万7,547円になりまして、期末の残高は、企業債算高は26億7,932万8,381円であります。

次ページから財務諸表付属明細書をお示ししてあります。また、決算概要資料の最終ページにセグメントを報告していますので、お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） いまどこにあったかなと思って見よるんですが、あの石綿管の布設替工事、何ページやったんかいね。まあええ。それでですね、何が言いたいかっていったら、ちょっと過去何年間になるのかな、ほとんど進捗してないんですよね。その原因とそれからまだ2キロぐらい残っておると思うんですが、それがどこなのか。そして今後どういうお考えをもっておられるのか。それをちょっと先にお尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） 竹岡委員の御質問にお答えします。今、ただいま石綿

管で残ってるのは美祢地区、約2,200メートルくらい残っておるわけですけど、残ってる場所は、施工された場所が交通量の多いところが多くて、ことし、工事一件やったんですけど、国行地区とか伊佐地区とか、そういうところが多く残っております。ことしも予算をとって、できる限り老朽管の工事やっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 概要書のほうの17ページを見ていただいたら、お分かりになると思うんですね。平成18年、19年度0、それから20年度にかろうじて162メートル、21、22ができてない。23、24が60メートル、19メートルという、本当に10年間で800メートルくらいしかやってないと。今どこが残ってるかという、交通量の多いところとおっしゃったんですが。圧を上げるために高いところに上げてると思うんですが、あれはもう換えられたんですかいね。

○委員長（河本芳久君） はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） ただいまの御質問ですけど、第一配水池の送水管、配水管は20年に更新しております。第2配水池はもう、建設当時から铸铁管で施工してますので、いま残っているのは、配水管が100～150の管が残っております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 分かりました。あのそれでですね、監査意見書の9ページにも書いてあるように21年度ごろから、公営企業会計の意見書の中に、美祢市水道ビジョン——いわゆる財政計画ですよね、これ大変だろうかと思うんですが、監査委員さんがもう5年間言われとおしなんですが、その辺の状況、取り組みの状況ですね。いわゆる美祢市の水道ビジョンの中では、ダウンサイジング図りながらということが書いてあったんですね。その辺で今後の取り組みについてお尋ねをしたいと思うんですね。

○委員長（河本芳久君） 執行部、回答についてどうですか。はい、三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたします。美祢市の

水道事業の財政計画でございますが、前の委員会で申し上げましたように、厚生労働省の手法に従って、大まかなものはできております。あと美東の硬度低減化工事、また秋吉の硬度低減化工事など、いろいろ要件が——条件がかなり出揃っておりますので、計算するのも今までのように、一番大きな枠ではなくて、もう少し踏み込んだものができるというふうに考えております。

また、財政計画を立てましてから、料金のことも考えていかなければなりませんので、財政計画は急ぎながらも慎重に立てていきたいと。また老朽管の更新、配水地の更新、いろいろありますので更新についても上水道、簡易水道などのバランスをとりながら、重要度を考えながら全体を見渡し、料金までも見渡して財政計画を作っていきたいと考えております。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） いま課長が言われたとおりだと思うんですね。大変あの、今いろんな事業に取り掛かっておられるんで、難しいだろうなと思います。しかしながら、合併時の約束ごとがありますんで、できるだけ早く、その辺の見通しを立てられて、料金統合というのも考えていかなくちやいけないんじゃないかなというふうに思っております。そのためには、今やってる、いわゆる秋芳町、美東町の簡水の硬度低減化事業なんですけど、これらをいろんな検討加えられて、可能な限り安価な料金で供給できるように研究していただきたいし、そのうえでの財政計画をできるだけ早く立てていただければなと、こういうふうに思っております。

○委員長（河本芳久君） 要望ですね。それじゃあ、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 御意見なしと認めます。それでは、まず、議案第65号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第66号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定する

ことに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり、認定されました。

次に、議案第67号平成26年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について及び議案第68号平成26年度美祢市公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。関連がありますので、執行部より一括して説明を求めます。はい三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 黄色い背表紙の決算書を御用意くださいませ。

議案第67号平成26年度美祢市公共下水道事業剰余金の処分について、及び議案第68号平成26年度美祢市公共下水道事業会計の決算の認定について、の2議案を一括して御説明いたします。

まず、決算書1ページ2ページをお開きください。平成26年度美祢市公共下水道事業決算報告書でございます。まず、収益的収入及び支出でございますが。収入の表をごらんください。収入の消費税込みの決算額は8億1,346万9,152円になりました。このうち、営業収益1億5,837万8,987円、営業外収益は6億5,509万165円でございます。

下の表をごらんください。支出の表でございます。支出の消費税込みの決算額は、6億1,625万2,151円でございます、営業費用が5億972万7,285円、営業外費用が1億136万4,649円でございます。そのほか会計制度変更による特別損失が516万217円になりました。この収支の結果、税込みの収入支出の差引額は1億9,721万7,001円の収入超過となりました。

3ページ、4ページをごらんください。資本的収支の御説明をいたします。まず収入でございますが、決算額は2億9,605万6,100円でございます。企業債3,240万円、補助金1,725万円、他会計補助金2億4,446万8,000円、受益者負担金が193万8,100円でございます。

では、下の表、支出をごらんください。支出の決算額は4億6,609万5,919円でございます。第1項建設改良費は5,858万8,341円でございます。平成27年度への繰越額が7,120万円でございます。この繰越につきましては、6月議会で報告しておりますが、長寿命化計画に基づく工事の繰越でござい

ます。次に、２項企業債償還金が４億７５０万７，５７８円でございます。

表の左下の補填について説明をしております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額、１億７，００３万９，８１９円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額不足額４５１万７，７９８円は、過年度分損益勘定留保資金６，９１２万４，９１７円、当年度分損益勘定留保資金８８２万５，４４５円、及び当年度分利益剰余金処分量９，６６０万７，２５５円で補填いたしました。

次に、財務諸表についての御説明をいたします。２枚めくられまして５ページ、損益計算書をお開きください。下から４行目、当年度純利益は２億１７３万４，７９９円でございます。これを前年度からの繰越利益剰余金３，０７８万７，１２９円と合わせまして、会計制度の移行処理により生じました、その他未処分利益剰余金変動額１億５７１万１，０７１円、これらを合計いたしますと、一番下の行でございますが、当年度の未処分利益剰余金は３億３，８２３万２，９９９円でございます。

次ページ、６ページ、７ページをお開きください。剰余金計算書を御説明いたします。ページ中ほど、当年度変動額の行をごらんください。移行処理によりまして、まず資本金でございますが、３５億３，６０１万９，４７６円減じております。これは、起債の整理が借入資本金から負債に変わったためでございます。右の資本剰余金は、補助金等で取得した固定資産の償却制度の変更により減じたものでございまして、資本剰余金合計で、右のページの一番左でございます、ごらんください。９４億１，２７９万５４０円の減でございます。右に３列お進みください。未処分利益剰余金は、先ほどの損益計算書説明で申し上げましたように１億５７１万１，０７１円増加しております。当年度純利益は下から２番目の行になります。２億１７３万４，７９９円、全ての剰余金を合わせた額は、一番下、未処分利益剰余金は３億３，８２３万２，９９９円でございます。

８ページをお開きください。議案第６７号の剰余金の処分について御説明します。当年度末残高は、一番右の列の一番上の行、３億３，８２３万２，９９９円でございます。その中から、議会の議決による処分量が２億２３１万８，３２６円を処分し、資本金に組み入れる処分案でございます。内訳は、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補填した額——当年度の利益剰余金処分量でございますが、９，６６０万７，２５５円と会計制度変更の結果であるところの、その他未処分利益剰

余金変動額に相当する額、１億５７１万１，０７１円です。補填財源に使ってしまったものと計算上の未処分利益剰余金変動額については、現金の裏付けがないことから、未処分利益剰余金から処分し、資本金に整理するものでございます。

処分後の資本金の残高は１０億３，８２３万９，６４６円となり、未処分利益剰余金の残高は１億３，５９１万４，６７３円になるものでございます。

以上が剰余金処分についての説明でございます。

では、決算説明に戻ります。次ページ、９ページをごらんください。平成２６年度末の貸借対照表でございます。右の列の下から３分の１ほどの行をごらんくださいませ。年度末の資産合計は、１２７億７，８７９万３，２７９円でございます。対しまして次のページ、１０ページ中ほどの負債合計をごらんください。負債合計は、１１１億６，２４８万３，２５２円でございます。下から２行目の資本合計は１６億１，６３１万２７円、負債資本合計は１２７億７，８７９万３，２７９円でございます。

次に、事業の報告をいたしますので、１１ページ１２ページをお開きください。概況でございます。概況の総括事項の（５）でございますが、水道事業と同じように、料金その他供給条件の設定及び変更に関する事項でございます。消費税改正に伴い、下水道使用料において、平成２６年４月からの使用分について、消費税率改正分のみを引き上げる改定、税率５パーセントから８パーセントを行いました。消費税法附則により経過措置を設けております。

次に、１３ページをお開きください。２、建設工事の概要でございます。平成２６年度の主な工事を御説明いたしますと１行目の下村準幹線管渠布設工事２，１８４万９，４８０円を行っております。これは、国庫補助事業でございます。ほかに２行目３行目でございますが、曽根団地枝線布設工事、２件合わせて２４４万８，３６０円、その下の３行でございますが、重安地区の枝線布設と機械整備、電気設備工事等の３件を合わせまして、１，４３４万３，４８０円の工事を行っております。そのほか、公共ます設置工事など工事請負費合計４，２５０万３，４００円を執行しております。

次に１４ページをごらんください。業務でございます。事業量でございますが、１番の年度末処理区域面積は６２６．４５ヘクタールとなりました。前年度に比べまして１．３７ヘクタール広がっております。２番目の年度末管渠整備延長でございま

すが、11万3,729メートルになり、昨年度から208メートル進んでおります。では、6番目に降りていきまして、年度末水洗化戸数は3,551戸——41戸増加しています。7番目の年間処理水量は109万9,069立方メートル、4,076立方メートル減少しております。年間有収水量は92万1,037立方メートルでございまして、前年度に比べ2万4,255立方メートルほど減少しています。

それでは、17ページをお開きください。4、会計（1）重要契約の要旨を御説明いたします。1行目、美祢市浄化センター改築更新工事委託に関する協定を結んでいます。これは、平成26年度、27年度の長寿命化計画に基づく沈砂池、污泥濃縮設備工事にかかる日本下水道事業団との協定委託費でございまして、

このうち、平成26年度の工事は8,510万円の協定を結んでおりますが、先ほど御説明しましたとおり繰り越しになっています。平成26年度は1,390万円を執行しておりまして、残り7,120万円は繰り越しになりました。

次に、（2）、起債及び一時借入金の状況でございまして。企業債は、下村準幹線管渠布設工事、浄化センター改築更新工事などに充当するため、下水道事業債、過疎債のおおの1,620万円、合計3,240万円を借り入れております。また、当年度償還額は4億750万7,578円でございました。平成26年度末の企業債残高は、31億6,091万1,898円になりました。

次ページからは、財務諸表付属明細書をお示ししております。お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する、質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） ちょっと簡単な質問をさせていただきます。貸借対照表の注記に、当然計算したら分かると思いますが、売掛未収金に対して貸倒実績率による回収不能と見込まれる額を計上したと、こう書いてあるんですね。これがどれくらいの率になるのかということと、もうひとつは、これ監査委員が指摘されているんですが、決算書等に簿外管理している未収金が記載されておらずとこう書いてあるんですが、それがどれくらいあるのか。その2点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、三戸管理業務課長。

○管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員の御質問にお答えをいたします。引当金でございます——貸倒引当金でございますが、ただいま資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。あと、受益者負担金の未収金の明細でございますが、これは、決算概要の最終ページに示しております。平成26年度からの新会計基準にあたりまして、受益者負担金を今まで未収金がありましたので、未収金がかなり多くありまして、当初からの不納欠損していない未収金も残っておりますので、貸借対照表上、資産性が認められないため、安全性の原則の基本原則に従って、消極的解釈をしまして、現金主義をとって貸借対照表上に計上しないようにしたものでございます。それで調定はありますので、調定としては今までどおり管理して未収金を少なくするように業務努力をしていかなければならないとは思っております。決算概要の一番最終ページでございますが、最終ページに今までの受益者負担金、未収金の明細書と同じものを挙げております。これは、監査意見書に從來まで載ってございましたものと同じでございますが、今受益者負担金の未収金は、当初から平成26年度の末まで合計いたしますと1,401万1,800円ほどございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんですか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） それでは簡潔に行ってまいりたいと思います。14ページに26年度末の水洗化戸数ということで3,551ということで、戸数としては41戸、水洗化がふえたということがあります。それによって、投資的経費、建設改良費が5,650万でしたかね、5,850万程度の予定がついたと考えております。それで、こういうかたちで41戸ふえたということで、これについては、都市計画に指定されてるエリアの範囲の中で、それで新しく新築して、そして公共下水をつけた、そういったところのリフォーム、新築、そういったところの水洗化がふえていって今回こういう結果になったのかどうか。

それと今後の下水道の計画について、どういう方向で今後走るかどうか、これについて2件簡潔に説明をお願いします。

○委員長（河本芳久君） はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） ただいまの岡山委員の御質問でございますが、この41戸はすでに整備されたところ、主に市街地のアパートが多く、数棟挙がって

おります。ほかは、新しく住宅造成されたところの数が挙がっております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ということは今後、水洗化戸数がふえてくるというのは、例えば今言われたような、アパート建設されたり、そういったところで水洗化がふえていく、そういったところの流れで大体今後、年度末にふえてくるのは40、50くらいの程度で推移していくという判断でよろしいんですかね。（発言する者あり）その辺はどうなんやろうかね。

○委員長（河本芳久君） はい、矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） 今の御質問でございますが、新しく新築のアパートというのは、ちょっと今どのくらい建つのか、ちょっと分からないんですけど、区域内の宅地造成されたところがある程度あるかと、今考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、伊佐も久しぶりに、そういった賃貸のアパートもできつつあります。そういうところで、多くはないかも分かりませんが、そういったところの推移という感じで極端にふえるということはないということです。

○委員長（河本芳久君） 矢田部施設課長。

○施設課長（矢田部繁範君） ただいま委員の言われたとおりと考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） また三戸課長答えるんじゃないから、あんまり鼻シュンシュンしてやから気の毒なけど、先ほどの話に関連するんですが、下水……御存じのように127億、いわゆる償却控除したあと127億も固定投資といいますか社会的資本といいますか、そういうものを投資しているわけですが、それに対して減価償却が年間3億8,000万かかるんですよ。収益は1億5,000万しかないんですよ。そん中の簿外資産が1,400万、いわゆる10%を占めてます、収益の。上水の場合は、67億くらいの投資に対して1億8,000万、減価償却がやっぱり3億越してるんですよ。そういう状況の中で、貴重な資産価

値が若干疑問視されたんですが、簿外資産と言えども十分な管理をしていただきたいということを申し上げて要望にしたいと思います。

本当に新会計に移行されて一年間御苦勞されたときにこんな言葉を申し上げるのは、大変失礼ですけど、その労は充分ねぎらうべきだと思っておりますから、それをねぎらった上であえてお願いをしたいと、こういうふうに思います。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 要望ですね。ほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、まず議案第67号を採決いたします。本案について、原案のとおり、決することに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり、可決されました。

続いて、議案第68号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第68号は原案のとおり認定されました。

それでは、次の議案に移る前にちょっと10分ほど休憩いたしまして、先ほどの質疑がございましたことについて、また答弁お願いいたします。ちょっと10分……40分まで休憩をいたします。

午前10時25分休憩

.....

午前10時40分再開

○委員長（河本芳久君） 全員お揃いでございますので、再開いたしたいと思えます。先ほど、竹岡委員の質問に対しては、追ってまた機会に説明を求めるということで、この件については保留にいたします。

続いて、議案第69号平成26年度美祢市病院等事業会計決算の認定についてを議題といたします。

執行部より、説明を求めます。はい、古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） それでは、議案第69号平成26年度美祢市病院等事業会計の決算について御説明させていただきます。それでは資料のほうは、白い背表紙の決算書と概要説明資料になります。まず、白い決算書の2ページをお開きいただければと思います。

最初に、美祢市病院等事業会計の決算総計について御説明申し上げます。まず、収益的収入及び支出についてでございますけれども、収入におきまして、1款病院事業収益が、決算額35億4,312万6,913円となりまして、予算額に対しまして3,364万5,913円の増となったところでございます。

続いて、2款介護老人保健施設事業収益では、決算額3億7,208万8,773円で、予算額に対して265万7,227円の減となっておりますところでございます。

最後に、3款訪問看護事業収益では、決算額が4,502万9,229円で、予算額に対して108万2,771円の減となったところでございます。合計いたしまして決算額39億6,024万4,915円となったところでございます。

一方、支出におきましては、まず、1款病院事業費用が決算額42億8,725万1,132円で、不用額が1億1,556万868円となっております。

続いて、2款介護老人保健施設事業費用が、決算額4億9,069万1,965円で、不用額が563万7,035円となったところでございます。

最後に3款訪問看護事業費用が、決算額5,093万8,146円で、不用額が83万854円となっておりますところでございまして、合計いたしますと、決算額は48億2,888万1,243円となったところでございます。この結果、収入支出の差引につきましては、ここには挙がっておりませんが、8億6,863万6,328円の純損失——赤字となったところでございます。

次に、資本的収入及び支出についてであります。4ページをお開きいただければと思います。まず、1款病院事業資本的収入が決算額2億3,986万4,000円で、予算額に対して3,430万円の減となったところでございます。

次に、2款介護老人保健施設事業資本的収入は、決算額3,260万円で、予算

額に対して40万円の減となったところで、合計いたしますと決算額は、2億7,246万4,000円となったところでございます。

一方、支出におきまして、1款病院事業資本的支出が決算額3億7,419万4,026円で、不用額は3,263万9,974円となったところでございます。

次に、2款介護老人保健施設事業資本的支出は、決算額3,070万3,602円で、不用額3万6,398円となり、合計いたしまして、決算額は4億489万7,628円となったところでございます。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,243万3,628円につきましては、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補填したところでございます。

続きまして、病院等事業の施設ごとの平成26年度の状況について、御説明させていただきます。もう一冊の平成26年度美祢市病院等事業会計決算概要説明資料になります。そちらのほうの32ページをお開きいただければと思います。

はじめに、美祢市立病院の決算状況についてでございます。なお、これ以降の表の決算額につきましては、税抜きベースとなっております、損益計算書の数値と整合させておるところでございます。

まず、病院事業収益につきましては、21億2,160万8,592円で、前年度と比較しますと1億4,992万7,160円、7.6%の増となっております。

このうち病院医業収益は、17億5,867万9,749円で対前年度比で3,226万5,935円、1.9%の増となったところでございます。

なお、病院医業収益のうち、入院収益については10億9,218万7,417円で、入院患者数の増により対前年度比で2,931万7,011円の増、また、外来収益につきましては5億180万1,236円で、外来患者数の減少により、前年度より615万528円の減となったところでございます。

患者数につきましては、まず入院につきまして述べ患者数が4万3,781人、1日平均119.9人で、対前年度比で184人、1日平均では0.5人の増、また外来につきましては、延べ患者数が4万7,326人、一日平均189.1人で、前年度より1,781人、一日平均では7.5人の減となったところでございます。その他医業収益は、1億6,469万1,096円で、前年度比909万9,452円の増となっております。

次に病院医業外収益ですが、２億７，８２５万６，７５７円で、対前年度比１億９７２万１，８７０円の増となっております。この主な要因としては、水道事業と同様に新会計制度の移行に伴いまして、固定資産等を取得する際に交付される補助金等を収益化したものですが、その額を長期前受金戻入として新たに１億１，６６５万９，８６７円を計上したものであります。

次に病院経営改革事業収益であります、８，１５８万７，３５０円で、これは市からの補助金と管理者の人件費に係る両病院からの負担金となっております。

一方、支出におきましては、病院事業費用は２６億４，８３０万１，８５８円、対前年度比で５億７，６２１万９，７１７円、２７．８％の増となっております。このうち、病院医業費用は１９億８，６４３万３，０７７円で対前年度比４，４０４万５，０２１円の増となっております。こちらの費用におきまして増加した主な要因としましては、平成２５年度に着手して電子カルテを整備し、導入をおこなっております。こちらの施設機器等の減価償却費の増が主な要因となったものでございます。

次に病院医業外費用につきましては、８，０３８万８３６円で、こちらにつきましては、平成２６年４月１日より消費税率が５％から８％に改定されております。こちらのことが主な影響となりまして、２，２０８万６，５９３円の増となったところでございます。

続いて病院経営改革事業費用は、７，１４９万２，９４５円、対前年比３４万１，４９９円の増となったところでございます。

次に、特別損失が５億９９９万５，０００円となりまして、前年より５億９７４万６，６０４円の増となっておりますけれども、こちらにつきましても新会計制度への移行に伴いまして、主に病院事業局に所属する職員の平成２５年度末時点での退職給付引当金の不足分の計上が義務付けられたことによるものでございます。

以上の収支を差し引きいたしました５億２，６６９万３，２６６円が市立病院におきます当年度の純損失ということになります。

続きまして、美祢市立美東病院の状況ですけれども、こちらは３３ページになります。まず、病院事業収益では１４億２，９９８万７８円で、対前年度比７，９３９万７５５円、５．９％の増となったところでございます。このうち、病院医業収益は１０億９，６４８万８５８円で、対前年度比で１，６１９万５，６８８円、１．

5%の減となりました。

なお、病院医業収益のうち入院収益につきましては、7億7,117万3,546円で、対前年度比で、前年度に比べまして入院患者数の減によりまして1,683万7,216円の減、また、外来収益につきましては、2億811万6,531円で、こちらにつきましても患者数の減によりまして、対前年度比で、574万6,539円の減となったところでございます。

患者数につきましては、延べ入院患者数が3万330人、一日平均にしまして83.1人で前年度比1,092人、一日平均で3人の減、外来患者数につきましては3万2,272人、一日平均で132.3人で、対前年度比で796人、一日平均で3.2人の減となっております。その他医業収益につきましては、1億1,719万781円、対前年度比で638万8,067円の増となっております。

次に病院医業外収益ですけれども、3億3,106万79円、対前年度比で9,314万7,302円の増となっておりますけれども、先ほどの市立病院と同様に長期前受金戻入として9,580万5,887円を計上したものでございます。一方、支出におきましては、病院事業費用は16億4,817万4,237円で、前年度より2億1,802万4,849円、15.2%の増となっております。このうち、病院医業費用につきましては12億8,522万6,101円で、対前年度比7,691万6,687円、5.6%の減となっております。

次の病院医業外費用は7,562万8,743円で、対前年度比794万1,023円の増となっておりますけれども、こちらの主な要因につきましては市立病院と同様に消費税率改正が影響したものであります。

次に、特別損失が2億8,731万9,393円、2億8,700万513円の増となっておりますけれども、こちらにつきましても、所属職員に関わります退職給付引当金等の計上によるものでございます。

以上の収支差し引きによりまして、2億1,819万4,159円が美東病院におきます、当年度純損失となったところでございます。

次のページをお開きいただきまして、次に、介護老人保健施設グリーンヒル美祢についてでございます。まず、介護老人保健施設事業収益は3億7,173万9,361円で、対前年度比で651万4,658円、1.8%の増となっております。その内訳といたしまして、入所運営事業収益につきましては3億939万4,91

5円で、こちらは入所者数の増に伴いまして、対前年度比で679万5,064円、2.2%の増となったところでございます。

次に通所運営事業収益につきましては、4,656万8,137円で、こちらにつきましても通所者数の増に伴い、対前年度比で63万8,066円、1.4%の増となったところでございます。利用者数につきましては、延べ入所者数が2万5,140人、一日平均しまして68.9人、対前年度比で49人、1日平均で0.2人の増となっております。

次に、通所者数は、延べで4,639人、一日平均19人で、対前年度比39人、一日平均にして0.1人の増となっております。

次に、運営事業外収益につきましては、1,577万6,309円で、対前年度比91万8,472円の減となっております。一方、支出につきましては、介護老人保健施設事業費用が4億9,056万4,713円で、対前年度比1億3,818万5,003円の増となったところでございます。

次に、特別損失につきましては、1億2,122万5,000円となっております。こちらにつきましても所属職員の退職給付引当金等の計上によるものであります。

以上の収支を差し引きいたしました1億1,882万5,352円がグリーンヒル美祢におきます当年度の純損失ということになります。

最後に訪問看護ステーションになりますけれども、35ページです。まず、訪問看護事業収益は4,502万3,896円で、対前年度比で410万2,886円、10%の増加をみております。このうち、訪問看護事業収益につきましては4,294万5,885円で、対前年度比で375万5,299円、9.6%の増をみております。利用者数については、延べ4,846人、1日平均で19.9人、前年度と比較しまして224人、1日平均で1名の増となったところでございます。

訪問看護事業外収益につきましては、207万8,011円で、対前年度比34万7,587円の増となったところでございます。一方で、支出につきましては、訪問看護事業費用が5,093万2,813円、対前年度比で1,271万7,762円、33.3%の増になってございます。このうち、訪問看護事業費用が4,092万8,665円で、対前年度比で303万1,235円、8%の増をみております。こちらの主な要因といたしましては、各種引当金の計上によるものでござい

ます。

そして、訪問看護事業外費用が５６万５，１４８円で、対前年度比で２４万７，５２７円の増となったところでございます。

訪問看護ステーションにおけます特別損失が９４３万９，０００円となりまして、各施設同様に退職給付引当金の計上によるものでございます。

以上の収支を差し引きしました５９０万８，９１７円が訪問看護ステーションにおけます、当年度の純損失ということになります。

以上で、雑駁ではございますが説明を終えさせていただきます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。未収金についてお尋ねします。入院については、平成１５年から未収金があるのですが、このなかに保険の未加入者の方や資格証の方で全額負担になっておられる方がいるのでしょうか。そして、年齢的には子どもさんの世代もあるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（河本芳久君） 執行部、答弁よろしく願いいたします。時間がかかりますか。時間がちょっとかかるそうですので、後ほど回答お願いいたします。ほかに質疑はございませんですか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 三好委員の回答の間をちょっと借りまして質問させていただきます。いわゆる新会計移行して、例えば退職給与引当金なんかも１０億越してる。私もかねがね、退職給与引当金は積み立てるべきじゃないかと言ってきた者のひとりですが、言い方換えますと、財務諸表見ますと、ようやく一般企業の形のようなものになってきたわけですね。言い換えればスタートラインに来たんじゃないかなと。すごく表面的にはいいんですよ。そうしますと、今後、この財務諸表が基準になってくると思いますが、これをもとにまた新たな健全計画といいますか、財政計画といいますか、それをどのようにお立てになろうと考えておられるのか。今せっかく美祢市——宇部圏域を含めて医療、老人福祉に関する施設は非常にいい評価を得てるわけですね。ましてや、美祢市は二つの公立病院があるということ。非常にそういう意味での安心して暮らせるまち、これをもっともっと表面に出して、経営をされることをもとに財政計画をお立てになるお考えがあるかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 竹岡委員の御質問にお答えしたいと思います。現在、国のほう——厚生労働省のほうからの指導によりまして、各都道府県で地域医療構想、俗に言う地域医療ビジョンの策定に取り掛かっております。こちらにつきましては、病院機能のそれぞれの病床の持つ役割、こういったものをどうしていくかっていうのを一応県のほうでは、二次医療圏、美祢市でいえば宇部、小野田医療圏に属しますけれども、こちらのほうで医療機能のあり方、そういったものを27年度中、もしくは28年度の早いうちに策定されることになります。こちらのほうが病院の持つ機能をどうしていこうかというのを検討する材料になろうかと思っておりますけれども、その一方で総務省からは、自治体病院の経営のあり方について、その地域医療構想に基づく——沿った方針での経営改革プランを新しいものをつくっていきなさいという指導があります。ですから、いろいろな財政支援策等を受けるためにも、その地域医療構想に沿った内容での経営改革プラン——新しいものをつくっていかねばと思っております。

ですから、その地域医療構想の策定、仕上がり時期が28年度の冒頭になろうかと思っておりますので、その内容を見据えたうえで、そこから二つの病院をどうしていくか、また老健、訪問看護等ありますけれど、そういった立体的な経営をどうしていこうかというのを検討に入って28年度ないしは29年度を目途にして策定できればというふうに考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君） 確かに総務省等のそうした動きはあろうかと思うんですが、私が申し上げたいのは、美祢市に二つの公立病院があるという大きな特徴をどう活かして、どう住みよいまちにしていこうかという、それをもとにした財政計画をお立てになるお考えがあるかどうかとお尋ねしたんですが、ちょっと言い方が悪かって大変すいませんでしたが、もう一回お答え願いたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 申し訳ありません。一応基本的に次の経営改革プランを立てる目標といいますか、先ほど述べさせていただきましたけれども、せっかく美祢市には二つの病院、老健、訪問看護ステーションを持っております。そうい

ったいわゆる地域支援、いかに活用していくかということも含めて、それを活用していくためにも、いろんな財政支援を受けなければならない面もでてこようかと思います。ですので、今あるものを維持しつつ、地域医療構想にのったかたちでの改革プランを策定できればと考えております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。その他、質疑はございませんですか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） すいません。私の質問が悪くて申し訳ありません。美祢市公営企業会計決算審査意見書の中の５８、５９なんですけど、そこで平成１５年度からあるので、ちょっと気になったのでお尋ねしましたがこの高齢者の方なのかな、それとも子どもさんの世帯なのかなと思ったんで、それが分からなければいいんですけど、そこでページがはっきり言わなかったんで申し訳ないなと思いましたが、５８ページなんですけどいいのでしょうか。

○委員長（河本芳久君） はい、古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えされるかどうかちょっと分からないんですけど、監査意見書のほうの５８から５９、６０にかけて、各施設の未収金の明細書が掲載されていると思います。古いものでは、平成１３年度からのもありますけれども、内訳としては、保険未加入者っていうのは、特にほとんどおられないのではないかというふうに考えております。特に発生しやすいのは交通事故等で特に山口県内、美祢市内の方じゃない方という方の治療にあたった際の料金の回収っていうのが、ちょっと難しい部分も中にはあるかと、現時点では今思っております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 国保で……国保が払えなくて、資格証明書で医療にかかっておられる方も、この中にいらっしゃるかどうか、ちょっと知りたかったのですが。

○委員長（河本芳久君） はい、古屋経営管理課長。

○経営管理課長（古屋壮之君） 誠に申し訳ありませんけれども、国保加入者で資格証で病院にかかっておるかどうかというのは、現時点では、きょうこの場では数値は把握できておりません。

以上です。

○委員長（河本芳久君） 三好委員、いいでしょうか。そうすると、先ほどの未収金のことについては、今と連動しておりますが、おって、いいですか。それじゃあ一応今の説明のなかで了解したということで、この件については終わらせていただきたいと思います。ほかにどなたか質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

○委員（三好睦子君） こうした未収金を減らすためには、医療について窓口一部負担金の減免制度がありますので、こういった周知と活用などをされて、この制度の活用で未収金が少なくなると考えますので、この制度の活用とか窓口でありますということを周知をしていただきますようお願いして賛成意見といたします。

○委員長（河本芳久君） これ要望ですね。その他、御意見ございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第69号を採決いたします。本案について、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第72号美祢市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より、説明を求めます。大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） それでは、議案書と参考資料の御用意をお願いします。議案書が72-1から5ページ。参考資料が1から13ページになります。議案第72号は、美祢市個人情報保護条例の一部改正についてであります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成25年5月に公布され、本年10月5日から、通知カードが送付されるなど、一部施行されることに伴い改正するものであります。

主な内容は、市が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、情報提供等記録を含む特定個人情報に対する必要な保護措置を講じることなど、所要

の改正を行うものであります。

なお、この条例は、平成２８年１月１日から施行しますが、一部、法の施行期日に併せて、公布の日、及び平成２７年１０月５日から施行するものであります。

説明は、以上であります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） これは、マイナンバー制度の施行に伴う個人情報の保護条例の改正なんですけど、個人情報が——膨大な個人情報が、保護されるということで、今までも年金機構とかが情報が流出してますが、この一部改正で、これによって情報の流出はなくなると、（発言する者あり）お考えでしょうか。

○委員長（河本芳久君） 大野総務部次長。

○総務部次長（大野義昭君） いまの三好委員の御質問にお答えいたします。この条例の一部改正につきましては、まず個人情報につきましては、もうすでに合併当時に美祢市で個人情報保護条例が制定されております。この度、マイナンバー法の施行に伴いまして、特定個人情報というのが新たに生まれております。要するに個人情報に番号を——個人番号をぶら下がった情報が特定個人情報にあたります。この度の一部改正につきましては、マイナンバー法の施行に伴いまして、特定個人情報が新たに生まれるので、その特定個人情報に対する保護規定を新たに設けるものであります。

三好委員の言われました、年金機構等の情報が漏れたけど、こういったことにより、保護されるかどうかという御質問なんですけど、具体的には関連性はないんですけど、ただ、特定個人情報保護の条例を制定することによって、内部からの情報を重視する、あるいは情報のですね、いろんな情報を分析して漏洩することがないような、方策を講じることとなっておりますので、情報漏洩がない方向に進むというふうに思っております。

以上です。

○委員長（河本芳久君） その他、質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 先ほども述べましたが、情報流出を止めることはなかなか難しいと考えます。この議案に反対をいたします。マイナンバー制度によって、多岐にわたる個人情報が集積されて、漏洩のリスクが高まることが考えられます。個人情報の流出で、なりすまし犯罪などの懸念がありますので、このマイナンバー制度の廃止を求めて意見といたします。

○委員長（河本芳久君） 今、反対意見がございましたが、その他、御意見はございませんか。

〔「今のでええか」と発言する者あり〕

○委員長（河本芳久君） 一応三好委員としては、特定個人情報の適切な取り扱いに関わる、この条例改正については、やはり反対だということの立場でございますので、ほかの御意見がなかったら、本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君） 挙手、多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号美祢市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。
執行部より、説明を求めます。杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） それでは議案第73号美祢市手数料条例の一部改正について御説明いたします。議案書の73-1、参考資料の14から16ページになります。

社会保障・税番号制度導入のための番号関連法四法のうち、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成27年10月5日に施行されることに伴い、美祢市手数料条例の一部を改正するものであります。

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度では、住民票のある全ての人に対し12桁の個人番号を付番し、平成28年1月から社会保障、税、災害対策の行政手続きで利用されることになります。

この前段として、今年10月には住民票の住所に個人番号をお知らせするための通知が送付されます。

この通知は、12桁の個人番号と氏名、住所、生年月日、性別が記載されており、通知カードと呼ばれるものです。これは、身分証明書として利用するために有用な

本人の顔写真は記載されておりません。顔写真の記載されたカード、これは一般に個人番号カードとありますが、このカードを希望する方は、通知カードと一緒に送られてくる交付申請書により手続きをしていただくことになります。

なお、個人番号カードの交付は、来年の１月以降の予定となっております。

この度、この２つのカードの交付が始まることから、次の改正を行うこととなりました。

まず、社会保障・税番号制度の導入により、従来ございました住民基本台帳カードの新規交付が本年末１２月３１日をもって終了することになることから、このカードの交付手数料に関する規定を削除することといたしております。

また、新たに交付することになります、通知カード及び個人番号カードについて、初めての交付は国からの補助により無料となっておりますが、再交付については基本補助もないことから有料とし、このため、社会保障・税番号制度に係る通知カード及び個人番号カードの再交付手数料に関する規定を手数料条例に追加することとしております。

手数料については、原価が通知カードで５００円、番号カードで８００円程度であることから、また、県内のほとんどの市もこの金額を再交付手数料とする予定と聞いております。このことから、通知カードの再交付手数料は５００円、個人番号カードの再交付手数料は８００円としております。その他、条例内の記載の見直しをすることによる所要の改正も行っております。

なお、条例内の記載の見直しによる改正は、公布の日から施行するものとし、通知カード、個人番号カードはそれぞれの発行開始日などを考慮し、通知カードの再交付に関する規定は平成２７年１０月５日から、住民基本台帳カードの公布に関する規定の削除と個人番号カードの再交付に関する規定は、平成２８年１月１日からの施行するものとしています。

以上、説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） ２点について、お尋ねいたします。まず、参考資料の１４ページの右側なんですけれど、住民票の写しの交付のところですが、現行では一世帯につき２００円ですけど、改正案としては１件につき２００円とありますが、同じ

住民票でも2件あるとしたら、これは400円になるのでしょうか。今までよりも値上げになるような気がします、このところはどうかということが1点と。

もう1点は、15ページの右側なんですけど、今の個人番号の通知カードですけど、これは500円。自分で失くしたらまた500円いると、それは失くすのが悪いかと思って、それは500円はあれですが、仕方がないことかと思いますが、その下の再交付、その下の追加欄の余白が無くなったときとありますが、この余白が無くなるとはどういうことなのでしょうか。説明をお願いいたします。

○委員長（河本芳久君） はい、杉原市民福祉部次長。

○市民福祉部次長（杉原功一君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず、1つ目の御質問でございますが、これは表記の方法を全部の流れから見ましてまとめたものでして、一世帯につきということと一件につきは同じ意味になります。ですから値上げというわけではなく、一世帯という考え方を表記の中で一件と改めたようになりますので、値段的には変わりはありません。

それと2点目でございます。この通知カードですかね、個人番号カードですかね、そちらのほうにつきましては、表の面にサインパネルという欄がございます。これはクレジットカード、キャッシュカード等と同じ大きさになるわけですが、そこには、記載内容の内容が変わった時にいろいろ住所が変わったとか、苗字が変わったとかいうことを記入する欄がございます。そちらの欄がいっぱいになる場合がございます。その時のことを想定して書いておるものでございます。

以上です。

○委員長（河本芳久君） ほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） これは当然、私はマイナンバーが関連してますので、反対をいたします。その理由といたしまして、先ほどの14ページは変わらないということですが、15ページのマイナンバーについて、個人番号のカードですけど、これはもちろんマイナンバーに反対ですが、その中で住所とか名前とか変わって変更がある度に余白がなくなった、次のカードがいるっていうときは、それは個人持ちというのはおかしいのではないかと思います。800円でしょ。（発言する者あり）す

いません。市長が認める場合を除く……余白は関係ない。でも先ほどの説明では、ありましたよね。（発言する者あり）分かりました。それにしても、マイナンバー制度に反対ですので、この手数料条例については反対をいたします。

○委員長（河本芳久君） 反対意見がございましたが、賛成その他反対、御意見ございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） ございませんでしたら、それでは、議案第73号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（河本芳久君） 挙手、多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より、説明を求めます。はい、福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） それでは、議案第75号美祢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明いたします。

お手元の議案書75-1ページ、それから参考資料18ページをお開きいただけたらと思います。当該事業等の実施にあたり、保育士としてみなす資格を保健師、看護師から、新たに准看護師についても特例に加えられたものであります。

事業の概要を御説明いたします。本年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートし、子どもの教育・保育を行う場所として、現行の認可施設であります保育園、認定こども園、幼稚園、これに加えて、新たに地域型保育事業が認可施設として加わりました。この地域型保育事業には4つの事業が設定をされておまして、1つは家庭的保育事業、これは保育を行う者が居宅等を活用いたしまして0歳から2歳児を対象に開設するものであります。利用定員は5人以下とされております。

続きまして、小規模保育事業、これはさきに説明いたしました家庭的保育事業の利用定員を拡大したものでありまして、6人以上19人以下として設置しておるものでございます。今回の条例改正に関係いたしまして、参考資料の18ページ、29条、31条がこの事業にあたります。

次に事業所内保育事業、これは、主に事業所における従業員の子どものほか、

地域の子どもに対しても保育を提供するものでございます。これにつきましてもこの度の改正に関係いたしまして、参考資料 18 ページの 44 条、47 条がこの事業に該当いたします。

最後に、居宅訪問型保育事業、これは、自宅にて 1 対 1 で保育を必要とする子どもの居宅を訪問する事業であります。

以上、この 4 つがこの事業——この条例でいいます、家庭的保育事業等と申しております。それから、保育を行う者の資格要件としましては、保育士を基準といたしまして、保健師、看護師があげられていましたが、全国的に人材確保が困難である実情を鑑みまして、この度、准看護師が加えられたものであります。これらの資格を有し、さらには、市・県などが実施する研修を受け、はじめて要件をみたすものであります。

以上、設置要件を御説明いたしました。当該事業につきましては、主に都市部での待機児童の解消等を目的として設置されたものでありまして、本市での認可施設はございません。したがって、この度の条例改正は、国の制度に合わせて条例を整備するものであります。なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、説明を終わります。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） すいません。お尋ねします。本市では、このような事例はない——申請はないと言われましたが、4 番目の事業所内の保育、これについてはあるかと思いますが、国の制度を見ますと、職員配置基準とか給食の有無、保育室の面積などの規制緩和がされてますが、この 4 番のことについては、どのように指導される——指導というか、この基準どおりにやられるのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（河本芳久君） はい、福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

市内に事業所内の保育事業があるというふうに言われましたが、ございません、実際はございません。ただ認可以外で実施されている施設はございまして、この制度がスタートする前にそのあたりお話をさせていただきましたけど、この制度には乗

らないということで、お話はそこで終わりました。市内には事業所内の保育事業というのはございません。

それと、設置の基準につきましては、国が示されたもので条例を整備しています。基本的には、このかたちで設置を認可しようと思っています。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんですか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） いま、地域福祉課長のほうから説明がありまして、大体概略理解いたしました。美祢市には、いずれにしても、これは都市部における待機児童の解消ということで、都市部を中心とした、待機児童を……もうちょっと確保するために保育士だけではなく、看護師、准看護師、まあそういった、認可持ってる人も対応できるということで、そういった対応だったと、このように思っております。

美祢市では、この家庭的保育事業の対象ありませんよと、今説明がありましたし、その事業所内保育所、これについては、美祢市に私あるかなと思ったんですが、なかったんですね。宇部市では例えば、病院内にあって、その子どもさんを預けるということで、保育している。こういったことを聞いたことはあります。それと居宅訪問型保育事業ということで1対1で、このような保育するということでありまして、この辺のことと、いま身内とかで小さい子どもさんを預かってベビーシッターというかたちでする場合において、そういったところのものの看護師、准看護師の免許持っておったら、保育のあれができるということでいいんでしょうけど、この点について、お尋ねいたします。

○委員長（河本芳久君） はい、福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えをいたします。ベビーシッターということで、これまでも、家庭的保育事業に似たようなかたちでの実施というのはございました。この度は、やはり市において認可をするということですので、ある程度基準に沿ったかたちで、認可をすることになります。でありますので経験がございます家庭、いわゆるベビーシッターというかたちで経験がございますけれども、ある程度の研修というのを受けていくようになります。それは、基本的研修というのがございまして、これは21時間、それと実習を2日間、これを基本にしまして、今お話がありました、ベビーシッターというような方であります

と、プラス８８時間の認定研修、さらには家庭的保育経験がないということですので、これに加えて２０日間の実地研修というのを、こういったものを経て初めて認定を受けられることになります。

さきにお話がありました、都市の対応に待機児童の解消等の目的ということでございます。御希望があれば、なるべく充当をするということでは、考えてはいきたいところではございますが、やはり美祢市では、ただいま保育園等受け入れは許容がございましたので、まずはそちらのほうに行っていただくということで、進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 今回の条例について、市内ではこれに準ずることはないということで、それと今回の中身ですが、准看護師も保健師とみなすということで、この議案には（発言する者あり）保育士にみなすということで、議案に賛成いたします。子どもの命を預かる仕事ですので、家庭的保育の今後こういうことが出た時でも保育士、教師、助産婦、保健師など今の看護師さん、資格を有する人でも３年以上の経験、保育経験があるなど、保育所の資格要件を厳格にすることが必要だと意見を述べます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。今、賛成の意見がございましたが、その他、御意見はございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第７５号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第７５号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７６号美祢市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを、議題といたします。

執行部より、説明を求めます。はい、福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） それでは、議案第76号美祢市地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明いたします。お手元の議案書76-1ページ、それから参考資料19ページをごらんいただけたらと思います。

美祢市地域活動支援センターとして設置、管理をしております。「あじさい」、「ひので」のうち、「あじさい」を廃止するものでございます。秋芳町嘉万に設置をしております、地域活動支援センター「あじさい」は、平成7年11月に開設をされ、秋芳地域を中心に、障害者が自立した日常生活や社会生活を営めるよう支援、これは主には、ひきこもり等の抑制を目的としておりますが、この支援をするための施設として、広くその役割を担ってきたところでございます。

しかしながら、平成26年4月以降、現在に至るまで、利用者・登録者は無い状況にございます。この主な要因といたしましては、平成25年11月に社会福祉法人美祢市社会福祉協議会が秋芳町秋吉に設置されました、就労継続支援施設B型「りんどう」への、利用者の移行が挙げられております。

就労継続支援施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対しまして、就労の機会を提供し、生産活動を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練を行う施設であり、障害者の状況を踏まえまして、事業所と雇用契約を結ぶ、いわゆる給料をもらいながら利用する「A型」という施設と、雇用契約を結ばず、授産的な活動をおこない、工賃をもらいながら利用する「B型」の2種類がございます。この2種類によりまして、障害者を段階的に就労を支援するものでございます。

社会福祉協議会が設置されました「りんどう」はB型施設でありまして、当時、「あじさい」を利用されていた11名の方全員が、生産活動を希望されていたことから、平成25年11月に10名、平成26年4月に1名、「りんどう」へ移行されたものであります。なお、施設の利用にあたっては送迎をすることなどで対応をされておるところでございます。

こうして「あじさい」につきましては、平成26年4月以降、利用者・登録者もなくなったところでございまして、また施設の老朽化も進むことから、この現状を踏まえまして、指定管理者であります、社会福祉協議会より、今後の管理運営につ

いて協議の申し出があったところでございます。これを受け、市と社協により、本市における効率的な障害福祉サービスの提供という観点から精査をいたしました。その結果、今後、新規に地域活動支援センターの利用を希望する方がある場合は、既存の「ひので」や、B型施設、あるいは地域福祉センターなどで、送迎を含め受入が可能であること。また、施設の老朽化により維持管理費は今後も増加傾向にあることを踏まえまして、当該施設につきましては、廃止することが適当であると判断し、この度関係条例の所要の改正を行うものでございます。なお、この条例は平成27年10月1日から施行するものであります。

説明は、以上でございます。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。2点ほどお尋ねいたします。この「あじさい」は、今までは、就労Bに行くまでのワンクッションというか、就労Bになにもないというか、それにもっていくまでのワンクッション的な存在であったと思います。それで、それが無くなって、今は「りんどう」のほうに行かれたということなんですが、今後、今美祢市にも支援学校ができてますが、こうしたことがまだワンクッション的な存在がいるのではないかと思います。つくられるのか、それとも「りんどう」とかでフォローされながらやっていかれるのか、お尋ねいたします。

それともう1点は、その「あじさい」がなくなったあとの、廃棄されたあとの建物、今クーラーもありますし、その建物の活用については、どのようにお考えなのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（河本芳久君） はい、福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目でございます。やはり、地域におきまして、地域活動支援センターというのは大変重要な役割をしているところでございます。先ほど御説明しましたとおり、まずは既存の「ひので」、それからB型施設の一部を使っても、そういった地域活動支援センターの役割を担うことができますので、そういったこと。もしくは、地域福祉センターが、それぞれ秋芳、美東、美祢ございますので、こちらで対応するという事で当面はいきたいと思っております。なるべく既存の施設等、また指定管理をしておるところ等、一体となって、受け入れを考えていきたいと考えておるこ

ろでございます。

2点目でございます。「あじさい」の土地の有効利用といいますか、その後の利用ということでございますが、いまのところは、これといって特段は決めておりませんが、中にいろいろございます、今お話しがありました、クーラー等そういったものにつきましては、今後有効に利用するように話を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） よろしいですか。はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今回説明受けて、大体概略は分かりましたけれども、地域活動支援センター「あじさい」、こういったところで、おられた方が今回「りんどう」のほうに移行された、2年前の時には、まだ1人ほど残っておられたということで、その施設は、ちゃんと来られるので維持しておきますと、そのように説明があったと記憶しております。それで、今おられた方が就労を望まれているということで、B型継続就労施設ということで、「りんどう」のほうに行かれて就労されている。「あじさい」におられた方が、就労に——B型のほうに本当に皆——あつてですね、そこで喜んでそちらのほうに行かれたんかどうか、まずこの点について、お尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） はい、福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えをいたします。先ほど御説明いたしましたとおり、平成25年11月に「りんどう」が開設をされて、それに合わせて、11名のうち10名の方が移行され、残り1名は26年4月に移行されておりました。私どももすぐそこで馴染まれるのだろうか、やはり地域に根付いた施設「あじさい」のほうがいいという方もおられるのではないかとということも踏まえまして、これまで継続をするということで様子を見てきたところでございます。話を聞きますと、やはり今の環境が大変よいというふうに聞いておりますので、こちらはよい環境が整ったというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） はい、岡山委員。

○委員（岡山 隆君） もう1点なんですけど、10名は2年前に行かれたということで、去年4月に1名行かれたと。B型継続就労施設ということでその作業という

ものを「さつき園」でおこなっているようなかたちでの作業じゃないかと思っております。

それですね、この嘉万の方の地域支援センターでおられた時に比べてですね、この「りんどう」でおこなわれて、そこで就労して、それによって、この工賃ですね、それが「あじさい」の時にあった方が「りんどう」で就労されて、工賃というものが、どのように変化したか、この点について、最後ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（河本芳久君） 福田地域福祉課長。

○地域福祉課長（福田泰嗣君） ただいまの岡山委員の御質問にお答えをいたします。

「あじさい」につきましては、先ほど御説明いたしましたとおり、いわゆる引きこもり等の抑制を目的として設置をされております。ですので、「あじさい」でも生産活動ということは実際はされておられました。ただこれは、要は社会との交流を促す一つの手法として位置付けられておりましたところでございます。一方、B型施設「りんどう」につきましては、障害者の就労を支援することが設置目的でございます。現在、国、県においても工賃の向上が図られるよう取り組みを推進しているところでございます。

したがって、このことから、比較年度は異なりますけど平成24年の「あじさい」の平均工賃でいいますと月が7,004円、これに対しまして、平成26年、B型施設「りんどう」では平均工賃が1万2,448円となっております。これによりまして、御本人の働くことへの喜びや就労意欲も増すなど、大変よい環境が整備されたと理解しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（河本芳久君） ほかにございませんですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君） 賛成の立場です。支援学校卒業されて、いきなりあじさい等の就労B型に行かれるのでは、なかなか馴染めないということもあるかと思います。その点、しっかりフォローをお願いいたしまして、意見いたします。

○委員長（河本芳久君） 今賛成意見がございましたが、その他、御意見ございませ

んですか。

〔発言する者あり〕

○委員（三好睦子君） すいません。「りんどう」です。

○委員長（河本芳久君） それでは、反対意見がございませんので、これより、議案第76号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より、説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第71号平成27年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。補正予算書につきましては、71-1ページからになります。

このたびの補正は、平成26年度における事業の精算の結果、超過交付となりました過年度国県補助金等の返還及び介護保険システムの改修補助金等による財源更生等に伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,420万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、33億3,820万3,000円とするものであります。

71-10ページ、11ページをお開きください。最初に歳出について御説明いたします。1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費でございます。これは、当初一般財源で事業費を計上しておりましたシステム改修費について、国庫支出金を充当することによる財源更生でございます。

次に、4款基金積立金・1項基金積立金・1目介護給付費準備基金積立金でございます。001介護給付費準備基金積立金として、29万円を増額補正しております。これは、円滑な事業運営のため、平成26年度において基金の取り崩しを行っておりますが、前年度精算の結果、取り崩した基金の一部29万円が残金となったことから、再度、基金に積み立てるものでございます。

次に、6款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・2目償還金でございます。0

01 国庫支出金等精算償還金として、2,391万8,000円を増額補正しております。

これは、平成26年度の介護保険事業の精算の結果、介護給付費等について、超過交付されました補助金等を国や県等に返還するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。71－8ページ、9ページをお願いします。4款国庫支出金・2項国庫補助金・4目介護保険事業費補助金でございます。介護保険事業費補助金として、250万円を増額補正しております。これは、介護保険の報酬改定等に伴うシステム改修において、予算編成時に補助基準額が不明でありましたが、このたび、基準額の通知があったことから、250万円を増額するものでございます。

次に、8款繰入金・1項一般会計繰入金・5目その他一般会計繰入金でございます。事務費繰入金として、251万2,000円を減額補正しております。これは、先ほどのシステム改修に係る国庫補助金が明らかになったこと、また、事務費の精算の結果、1万2,000円が超過となることから、平成27年度分の繰入金において精算するものであります。

次に、9款繰越金・1項繰越金・1目繰越金でございます。前年度繰越金として、2,422万円を増額補正しております。これは、前年度精算に基づく繰越金でございます。

説明は、以上です。

○委員長（河本芳久君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） それでは、これより議案第71号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案10件につきまして

の審査を終了いたしたいと思います。

その他、委員の皆さんから、何かございましたら御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（河本芳久君） ほかに無いようでしたら、これにて、本委員会を閉会いたします。御審査・御協力、誠にありがとうございました。お疲れでございました。

午前 11 時 57 分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月2日

総務民生委員長

河本 芳久